

平成 28 年 7 月 4 日

会員各位

長崎県介護支援専門員連絡協議会
理事長 黒江直樹

日本介護支援専門員協会入会に関する補助金支給に伴う入会促進のお願い

時下、会員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より本会事業の運営に際し、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、近年、国の方では介護支援専門員の今後の在り方について協議が行われ、昨年度の法改正より、更なる資質向上に向け、法定研修の再編や主任介護支援専門員の更新制の導入、平成 30 年度からの居宅介護支援事業所の指導権限を市町村に移行する等の方策が施行されました。

しかしながら、国の各専門部会等において介護支援専門員の立場は医療、介護のコーディネーター役としては不資格等の議論がなされ「ケアマネジャー不要論」が現実味を帯びてきています。

このような現状の中、本会では 7 月 4 日開催の理事会において、今後の介護支援専門員職の継続性を最重要課題とすることを認識し、現在、国の委員会等で発言の権利を持つ日本介護支援専門員協会に協力していく旨を確認いたしました。

つきましては、別紙のとおり入会に際しての補助金支給を当該理事会において決議いたしましたので、趣旨をご理解の上、多数の方に日本介護支援専門員協会に入会いただきたく存じます。

入会数が増加することによって、現場の皆様方の意見が国の委員会等に必ず反映できるように、最大限の努力をしまいる所存です。

多数の方のご入会を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます

【別紙】 日本介護支援専門員協会入会補助金支給要綱

【目的】

日本介護支援専門員協会の加入増強を図ることで、強固な団体交渉の力を備え、現行の国における介護支援専門員不要論及び縮小論等の議論に対し、介護支援専門員の現状に関する課題、要望等を日本介護支援専門員協会を通じて、国の委員会等に答申することで、職能としての立場の重要性を示し医療介護連携のコーディネーターとしての役割を誇示する。

【加入のメリット】

- ・ 会員特別価格での書籍購入
- ・ 情報満載の会員専用 WEB サイトへのアクセス
- ・ メールマガジンの配信
- ・ 各種調査等への参加
- ・ JCMA だより（自宅に送付）
- ・ 会員特別価格での研修や講演の受講
- ・ 会員カードの発行（身分証明者）
- ・ 福利厚生 など

※詳細は日本介護支援専門員協会ホームページをご参照ください。

- ・ 長崎県介護支援専門員連絡協議会において、日本介護支援専門員協会会員の方を対象に、年1回以上、県内において厚生労働省等の方による研修会を開催。

「最大のメリットは介護支援専門員という職種の法的な継続」

【補助金の概要】

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ① 補助金支給額 | 日本介護支援専門員協会入会金及び年会費 6,000 円に対し1人あたり 3,000 円 を支給
※自己負担額 3,000 円 |
| ② 補助金支給対象者 | 長崎県介護支援専門員連絡協議会の会員であること
※平成 28 年度 |
| ③ 補助金支給対象者数 | 500 人
※先着順とする。募集人数達成後は支給終了とする。 |

④ 加入方法

日本介護支援専門員協会入会申込書を記載のうえ、
下記に FAX してください。

●長崎県介護支援専門員連絡協議会
FAX 番号 095-893-6153

なお、申込書備考の欄（最下段）に入金日をご記入のうえ
下記の口座に入金（3,000 円）してください。

●親和銀行 浦上支店 普通 1524155
長崎県介護支援専門員連絡協議会

⑤ その他

日本介護支援専門員協会入会促進における補助金支給
に関しては、基本的に平成 28 年度の単年事業としますが、平成 30 年度の医療介護同時改定に向けて、平成 28 年度～平成 29 年度が介護支援専門員関連施策等においての正念場と理解しておりますので、平成 29 年度も、本会の運営の状況を総合的に勘案して、補助金事業継続の判断を行います。